

■点検報告の義務のある防火対象物・報告期間

防火対象物（消防法施行令別表第1）			点検結果 報告の期間
(1)	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場	1年に1回
	ロ	公会堂、集会場	
(2)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等	
	ロ	遊技場、ダンスホール	
	ハ	性風俗関連特殊営業店舗等	
	ニ	個室のカラオケ、ネットカフェ等	
(3)	イ	待合、料理店等	
	ロ	飲食店	
(4)		百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗、展示場	
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所等	3年に1回
	ロ	寄宿舍、下宿、共同住宅	
(6)	イ	病院、診療所、助産所	1年に1回
	ロ	福祉施設等（自力避難困難者が入所する施設）	
	ハ	福祉施設等（通所施設等）	
	ニ	幼稚園、盲学校、聾学校、養護学校	
(7)		小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、 高等専門学校、大学、専修学校、各種学校等	3年に1回
(8)		図書館、博物館、美術館等	
(9)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場等	1年に1回
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	
(10)		車両の停車場、船舶又は航空機の発着場 （旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る）	3年に1回
(11)		神社、寺院、教会等	
(12)	イ	工場、作業場	
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ	
(13)	イ	自動車車庫、駐車場	
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	
(14)		倉庫	
(15)		前各項に該当しない事業所	
(16)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が（1）項から（4） 項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対 象物の用途に供されているもの	1年に1回
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	3年に1回
(16の2)		地下街	1年に1回
(16の3)		建築物の地階（16の2項に掲げるものを除く）で連続して地下 道に面して設けられたものと当該地下道を合わせたもの 〔（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げ る防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る〕	
(17)		文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重 要文化財、重要有形民族文化財、史跡もしくは重要な文化財 として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭 和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定さ れた建造物	3年に1回
(18)		延長50メートル以上のアーケード	
(19)		市町村長の指定する山林	
(20)		総務省令で定める舟車	

は特定防火対象物